

ウズベキスタン共和国における観光戦略

大統領交代による改革の促進とその歴史的背景（1991-2019）

みやざき ちほ
宮崎 千穂 名古屋大学

エルムロドフ・エルドルジョン 名古屋大学

Although the number of Japanese tourists to Uzbekistan has increased since the Uzbek government introduced a visa-free regime for citizens from seven countries on February 10, 2018, it is not clear how this happened. This study investigates the actions of the government of Uzbekistan towards the rapid promotion of national policy for tourism development. Data were collected through field research and interviews at tourist sites in Uzbekistan, and from administrative records, statistics and documents (such as decrees, resolutions, laws). It explains the historical transition and restructuring in the Uzbek tourism industry after independence from 1991 until 2019. The historical background of the Soviet era and the conditions that led it to emerge as a key part of national strategy are also explained. This analysis of tourism promotion policy in Uzbekistan provides the groundwork for further research on an important destination for foreign tourists.

キーワード：ウズベキスタンの観光戦略、観光査証免除、シルクロード観光、観光開発計画

Keyword : Strategy for tourism promotion in Uzbekistan, Non-visa regime for Japanese nationals, Silk Road tourism, Tourism development planning

1. はじめに

2018年2月10日より日本国籍保有者に対しウズベキスタン共和国（以下、ウズベキスタン）の観光査証が免除され、同国において日本人訪問客の姿が目立つようになった。ウズベキスタンにとって観光産業は失業率を低くし国家経済の成長にとって重要なセクターになりうる一方、日本にとっても様々な天然資源を有するウズベキスタンは政治的パートナーとして重要である。また、観光現場での日本人訪問客とウズベキスタンの地域住民にとっては、相互理解の直接的機会も創出される。日本人訪問客によるウズベキスタン観光は、日本・ウズベキスタン両国の国家から個人までの様々なレベルにおいて、政治、文化、経済などに関わる様々な可能性を秘めている。

中央アジア、ユーラシア研究はソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連）崩壊以後、全般的にみれば飛躍的に進んでおり、2018年は特に研究総論が刷新され、各分野での研究の発展と十分な蓄積が明

瞭であるが¹、観光に焦点を絞った研究は極めて少ない。ソ連の観光研究はロシア等で近年進展がみられるものの(Ткалич 2016、Березовая2016など)、ウズベキスタンを対象としたものは三橋勇（2001、2004）の萌芽的研究に止まる²。

本稿では、2018年、ウズベキスタンが観光促進政策を急速に展開し始めたことを背景として、同国の外務省、観光開発国家委員会、開発戦略センター、駐日ウズベキスタン共和国大使館などより入手した資料³や法令集、国連国際観光機関や国連教育科学文化機関（ユネスコ）などの国際機関等の資料、諸都市における観察やインタビューを分析・考察することで、ソ連からの独立後の1991年より2019年2月に至るまでのウズベキスタンにおける国家戦略としての観光政策の歴史的変遷とそのあり方を旧ソ連の制度、国際関係を考慮しつつ解明し、外国人訪問客にとってより魅力的な観光地としてのウズベキスタンの将来性についての議論への布石とする。

2. 観光政策の連続と改革・転換

2-1 ソ連時代の国営インツーリストと外国人訪問客の管理・統制

今日のウズベキスタン共和国の領土範囲は、1924年のソ連による民族・共和国境界画定によるものである。古来、彼の地には、東西南北、多くの人々が往来していたが、今日的な意味における観光旅行の嚆矢はソ連時代のことである。外国人のソ連旅行は、1929年に創設された観光機関である国営旅行会社「インツーリスト」を通して国家のあらゆる機関（KGB含む）による管理体制にあり⁴、インツーリストによる招待状およびバウチャー（宿泊交通等の支払い証明）がなければ査証が交付されず、連邦構成共和国への旅行に際しても、実質上、中央政府（モスクワ）の許可が必要であった。このような国家保安と表裏一体のソ連観光政策は、今日に至るまでのウズベキスタンのそれに大きく影響してきた（第4章参照）。しかし、かように厳格な国家管理の仕組みの中にあっても、1930年代には20

を超える観光ルートが組み立てられており、1か月にわたる長期旅行にはほとんどの共和国が旅程に組み入れられていた⁵ことは注目される。

観光宣伝に関して、ソ連は他国と比べてさほど目立つ数字を残していない。ソ連が1963（昭和38）年までに海外宣伝事務所を置いていたのはパリ、ウィーン、ロンドン、ストックホルム、ニューヨークの6か所であり、対外観光宣伝費は、733,000ドル（1962年）、848,000ドル（1963年）であった⁶。これらの数字は、欧米諸国、日本に比べて控えめである。日本銀行の国際収支表に基づく1963年の旅行収支をみると（図-1）、ソ連のそれは国際的にみて規模が小さく、また受け取り・支払いのバランスは支払いの方が極端に

多い赤字であったことが読みとれる。中央アジアへの外国人旅行者数を示す資料は未入手であるが、ソ連の枠内であることを考えれば期待できない。

このようなソ連時代の消極的な対外宣伝もまた独立後のウズベキスタンにも引き継がれ、例えば日本向けの観光に特化した宣伝は長らく十分に展開されてこなかった。日本人訪問客を多く受け入れてきたウズベキスタンの大手旅行会社マルコポーロは、それが日本人訪問客誘致の点で不利に働いてきたとみている。

2-2 1991年の独立以降の国家建設と観光行政

ウズベキスタンは1991年8月31日に独立を宣言し国家建設を進めてきたが、独

立後の同国における観光関係法令を纏めた（図-2）からわかるように、観光開発は大統領のイニシアティブによって国家主導で進められてきた。独立後の国家観光行政の土台は、ソ連末期に大統領に選出され、独立後の新生国家においても2016年に死去するまでの約四半世紀にわたり大統領を務めたイスラム・カリモフ（1938-2016）の時代に創成されたと考えてよい。

1992年7月27日付の大統領令により創設された国営会社「ウズベクツーリズム」は、明記こそされていないが、ソ連時代のインテリを基盤としている。翌1993年2月の内閣決定によりウズベクツーリズムがその権能としたのは、観光インフラ整備の所管機関として、国内外のさまざまな形の観光の実現、観光促進のための法的、経済的、組織的な基礎づくり、外国からの貸付金と投資の誘致、訪問客の受け入れ、送り出し、サービスに関係する省庁、諸団体、小企業、国内外の民間企業との間での業務調整や規則の制定、観光センターの合理的な活用、企業の業務の監督、創立と再編などである。このとき、歴史・文化的遺産の広報、歴史的建築物の修復もまたウズベクツーリズムの任務と定義されたことは、第3章で述べる「大シルクロード観光」構想の国際的展開に関連して注目しておきたい。

独立国家ウズベキスタンにおいて、観光は経済発展の3つの優先セクターのひとつと位置づけられた。1993年12月のウズベキスタン政府とヨーロッパ復興銀行（ERDB）のミッションとの協議にみられるように、観光開発は金・石油・ガス等の天然資源開発、綿花関連セクターに次いで3つの優先セクターのひとつに挙げられ、中長期的にみて外貨獲得の主要な基幹産業セクターと期待されていた⁷。

1999年には国際的な枠組みでの観光促進、人材育成に関する大統領令の公布、そして観光法の成立とのごとく観光関係の法整備が進んだが、このことはシルクロード観光の国際社会への提案、新たな世界遺産の登録準備という国際的視野での観

図-1 旅行収支地域分類表（昭和38/1963年）単位：万ドル、（ ）は構成比

	アメリカ及びカナダ	OECD 諸国	ソビエト地域	その他の諸国	計
受 取	4,187 (78.1)	543 (10.1)	10 (0.2)	618 (11.6)	5,358 (100)
支 払	4,102 (62.7)	597 (9.1)	210 (3.2)	1,630 (25.0)	6,539 (100)

（出所）総理府編『昭和40年版観光白書』、1965年、36頁

図-2 独立後のウズベキスタン共和国における主な観光関連法令

公布年月日	法令の種類・番号	法令名等
1992.7.27	大統領令第447号	「国営会社ウズベクツーリズムの創設に関して」
1993.2.15	内閣決定第82号	「国営会社ウズベクツーリズム定款の制定に関して」
1995.6.2	大統領令第1162号	「大シルクロード復活に向けてのウズベキスタン共和国の積極的参加および共和国における国際観光の発展に関する方策に関して」
1999.4.15	大統領令第2286号	「2005年に向けてのウズベキスタンにおける観光促進国家計画に関して」
1999.6.30	大統領令第2332号	「ウズベキスタンにおける観光専門人材の育成に関して」
1999.8.20	法律第830-I	「観光法」
2003.12.9	大統領令第3358号	「共和国政府機関の制度の改善に関して」
2004.7.28	内閣決定第360号	国営会社「ウズベクツーリズム」基本方針の決定
2016.12.2	大統領令第4861号	「ウズベキスタン共和国の観光分野における加速的発展に向けた方策に関して」
2016.12.2	大統領決定第2666号	「ウズベキスタン共和国観光開発国家委員会の活動の組織化に関して」
2018.2.3	大統領令第5326号	「ウズベキスタン共和国の観光ポテンシャル開発のための最恵条件の創設に向けた追加的および組織的な措置に関して」
2018.2.6	大統領決定第3510号	「ウズベキスタン共和国観光開発国家委員会の活動のさらなる改善策に関して」
2018.2.7	大統領決定第3514号	「国内観光の加速的発展に向けた方策に関して」
2018.6.28	大統領決定第3815号	「“シルクロード” 観光国際大学の創設に関して」
2018.7.4	大統領決定第3836号	「外国人のウズベキスタン共和国入国手続きの最適化に関する今後の方策」
2018.11.5	大統領指示	「観光領域の発展を促進する問題の研究グループの創設に関して」
2019.1.5	大統領令第5611号	「ウズベキスタン共和国における観光の加速的発展に係る追加的措置に関して」

（出所）『ウズベキスタン共和国国家法令データベース』より筆者作成

光戦略（第3章参照）との関連で考えるべきであろう。同年4月の大統領令（第2286号）は、2005年までに国際観光市場における国家間関係および国家間統合の拡大と強化の促進、ウズベキスタンにおける歴史文化的・宗教的遺産の世界的規模での宣伝、観光サービスの質の世界水準化を目指す計画であり、さらに同年6月の大統領令（第2332号）では観光人材育成（高度専門家の養成、再教育、技能の向上）、観光の経済的ポテンシャルの強化とその効率の将来的発展が企図された（具体的には1999/2000年度にタシケント国立経済大学にて観光領域における高等教育人材の養成を開始）。観光法の成立は、独立以降の一連の観光政策が地道に継続され、観光分野における関係調整、サービス市場の発展、観光客および観光業者の権利および法的利益の保護を基本とする観光行政・業務の包括的な法的根拠が求められ、さらなる観光開発が期待される環境が整ったことを意味する。2003年12月の大統領決定（第3358号）、それを受けた翌年7月の内閣決定（第360号）にてウズベクツーリズムの権能として観光サービス業者への認可制度が創設され、観光業の質を国家が管理保証する仕組みが始動したことも特記すべきである。

こうしたカリモフ政権下での国家経済発展のための観光政策は、2016年12月4日に選出されたシャフカト・ミルジョエフ第二代大統領（1957-）にも継承されたが、注目すべきはそれが主要経済改革のひとつとみなされ実行加速度が急激に増していることである。大統領代行時代（大統領就任直前）に公布された同年12月の大統領決定（第4861号）では、観光が「国家経済の戦略的分野」と位置づけられ、経済、法、組織面での環境整備、国内諸地域の観光ポテンシャルの効果的利用、観光経営の基本的改善、国内観光資源の開発と世界市場への売り込み、観光に関連するウズベキスタンのイメージアップが掲げられた。この法令に基づき国営ウズベクツーリズムは「ウズベキスタン共和国観光開発国家委員会（略称ゴスコム

ツーリズム）」に改組され、認可制度の徹底による観光業の質的向上が任された（具体的には①観光旅行オペレーター業務の認可、②旅行業者のオペレーター業務、宿泊サービスの認可（「ウズベクスタンダード」庁との協力体制によるホテルのランク付け含む）、③認可業者に対する監査）。

2018年2月の一連の観光関連大統領命令では、第4章で詳述するような観光査証免除をはじめとする大胆な政策が打ち出された。同月6日の大統領決定（第3510号）では、ゴスコムツーリズムの機能強化が図られ（効率の向上、外国投資の誘致、外国人訪問客誘致、国内観光）、国内の全地域に支所を設置することとされた。翌日の大統領決定（第3514号）で注目すべきは、国内観光の発展が地域の持続的な社会的経済的発展の最重要ファクターのひとつと謳われ、観光を外国人訪問客向け一辺倒ではなく国内観光の活発化を促そうとする点である（その一環として2018年9月上旬に国内観光促進のため特別連休が設けられた）。ウズベキスタンの外国人訪問客向け観光業は酷暑と寒冷という気候要因によるシーズン営業を余儀なくされており、国内観光の促進は通年観光による地域経済の安定化のための打開策であった。加えて、この国内観光政策には「国民に国の歴史文化的遺産および豊かな自然を知らしめる」という歴史認識と国民統合の問題が垣間見えることも指摘しておきたい。

3. 「大シルクロード観光」構想の展開

3-1 「大シルクロード観光」の主導と文化遺産の観光資源化

カリモフ大統領時代のウズベキスタン

図-3 ウズベキスタンにおける世界遺産

登録年	題目	場所	分類
1990	イチャン・カラ	ヒヴァ	文化
1993	ブハラ歴史地区	ブハラ	文化
2000	シャフリサーブス歴史地区	シャフリサーブス	文化
2001	サマルカンド・文化交差点	サマルカンド	文化
2016	西天山	西天山※カザフスタン、キルギスと共同	自然

（出所）世界遺産リスト（国連教育科学文化機関（ユネスコ）HP）⁸より筆者作成

は自国の歴史遺産を世界共有の遺産としてアピールして国際社会からその承認を得ることに成功した。また、さらにその過程で「大シルクロード」の「復活」を標榜し、ユーラシア大陸にわたる「大シルクロード観光」構想の主導的役割を果たしたことがみとめられる。

ウズベキスタン西部のヒヴァにあるイチャン・カラが世界文化遺産に登録されたのはソ連末期の1990年のことであったが（ソ連が1972年パリ開催の第17回国連教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）の締結国となったのは1988年）、独立後のウズベキスタンは、1993年1月に同条約の締結国となり（日本は1992年）、翌2月の内閣決定第82号にはウズベクツーリズムの基本任務のなかに歴史的文化的遺産の広報、観光旅行に組み入れられる歴史的建築物の修復を盛り込んだ（第2章参照）。独立後の早い段階より、ウズベキスタンは自国の歴史遺産を観光資源として世界市場に売り出す意欲を表明したのであり、ソ連時代の準備過程も考慮すべきとはいえ、年内にブハラ歴史地区を文化遺産として登録することに成功した。その後2001年までに2つの文化遺産が、2016年にはカザフスタン、キルギスと共に1つの自然遺産が登録されている（図-3）。

1993年は、ウズベキスタンが国連世界観光機関（UNWTO）の加盟国となった年でもある。カリモフ大統領は、翌1994年にはサマルカンドにおいて開催された19か国が参加する国連世界観光機関会議において、シルクロードを観光のために「復活」させる「シルクロード観光の発

展」プロジェクトの創設を主導し、世界観光機関事務総長とともにサマルカンドの象徴レギスタン広場においてサマルカンド宣言に署名をした。これ以降2000年初頭に至るまで、このプロジェクトに関する国連世界観光機関の主だった宣言は、すべてウズベキスタンの諸都市より発せられている。1999年4月のヒヴァ宣言は欧州評議会、国際記念物遺跡会議（ICOMOS）、世界遺産都市機構（OWHC）と連携して行われた国連世界観光機関と世界貿易機関（WTO）／ユネスコの共同セミナーを招致して、観光促進と文化財保存を確認するものであった。サマルカンドが世界文化遺産に登録された翌年の2002年にはシルクロード観光におけるエコツーリズムの発展についても盛り込まれたブハラ宣言が発表されている（カザフスタンでのアスタナ宣言（2009）、イランでのシラーズ宣言（2010）が続く）。最初のシルクロード・アクション・プラン（2010/2011）が開始されたのもウズベキスタンでの第5回会議（サマルカンド）においてであり、その後、その他様々なタスクフォースやセッションが世界各地で開かれている。

2018年現在、国連世界観光機関の「技術協力とシルクロード」の構成国は日本、ユーラシア大陸、中東、東南アジア諸国の34か国に上り、観光をテーマとしてかつてない大規模な繋がりが地球上に浮かびあがっている⁹。

3-2 国内での「大シルクロード観光」概念の具体化と上海協力機構

国際機関との連携によって生れた「大シルクロード観光」概念が国内向けに宣言されたとき、経済戦略としての観光政策は、ウズベキスタンを歴史文化的な文明国として国際的に認知させるという国家目標を通して、それを国民にもまた共有すべき歴史意識として喚起しながら行われた。国連国際観光機関のサマルカンド宣言の翌年の1995年6月に公布されたシルクロード観光に関する大統領令（第1162号）は、「最重要の国際観光ルート、

外国人観光客の十分な誘致、並びに国内における観光産業の創出」をめざすという意味における「大シルクロードの復活」を国民向けに宣言し、サマルカンド、ブハラ、ヒヴァ、タシケントにおける国際観光経済特区計画を公表した¹⁰。ヒヴァを除くこれらの各都市では、ユネスコを招いての記念祭がそれぞれ、「ブハラ2500年祭」（1997年）、「サマルカンド2750年祭」（2007年）、「タシケント2200年祭」（2009年）として開催されていったが、これらの準備に関する大統領決定（第6号、第426号、第828号）には、祝祭準備が祖国愛、国民としての誇りの創成の機会としても意図されていたことが読みとれる。

近年は、「大シルクロード観光」が上海協力機構（SCO）の枠組みにおいて具体化されつつあることも特記すべきである。同機構は、軍事、経済、政治、経済・貿易、科学技術、文化などの包括的協力を謳い2001年にロシア、中国、中央アジア4か国（トルクメニスタン除く）により発足し、その後2017年にインド、パキスタンが加わり、広域国家連合として急速に存在感を示しつつある。この枠組みで実現が目指されているロシアの「ユーラシア経済同盟」、中国の「一路一帯」構想などは、ウズベキスタンの「大シルクロード」構想と利益を共にする（ただし、ウズベキスタンは中国への観光査証免除には慎重である — 第4章参照）¹¹。

「シルクロード」観光国際大学（サマルカンド）の創設に関する2018年6月28日付の大統領令第3815号には、「国際観光領域における専門家の養成並びに学術研究および創造的活動の実施のための制度の組織について共和国のイニシアティブの実践的な具体化、上海協力機構加盟国の歴史のおよび人文的な繋がりの将来的な発展を目的として」と謳われており（同大学の創設を提案したのは観光開発国家委員会、高等中等専門教育省、サマルカンド州庁。学士、修士、博士課程を設置）、第二外国語には上海協力機構の公用語（露語、中国語）が定められている¹²。

国連世界観光機関が期待するシルク

ロード関係国への観光共通査証についても、ウズベキスタン政府は「シルクロードビザ」制度の整備を目指しており（当初2018年末までに）¹³、すでに2018年11月16日、カザフスタンとの二国間では、両国以外の国籍を持つ観光客が両国のうちのいずれかに入国した後に、もう片方の国へ査証なしで自由に入国できる制度を創設することを文書で合意した。この国際的共通査証制度には、将来的にキルギスおよびタジキスタンの加入が見込まれており¹⁴、さらに上海協力機構の加盟国への拡大をも視野にいれば、欧州連合のシェンゲン協定のような単一旅行領域が広くユーラシア大陸に形成される可能性がある。

4. 観光促進のための査証制度の整備と外国人訪問客の増加

4-1 大統領令第5326号（2018年2月3日付）の意義 — 国家の保安と経済戦略 —

ミルジョエフ大統領は、第2章でみたように観光立国化のための政策を急ピッチで進めているが、2018年2月3日付大統領令（第5326号）による観光査証免除は、国家保安体制と経済戦略とがせめぎ合うなかで、ソ連時代も含めウズベキスタン史上における画期的な挑戦である。これにより、旧ソ連構成国以外では初めて日本、韓国、シンガポール、トルコ、イスラエル、マレーシア、インドネシアの7か国の国籍保有者に対し入国から30日以内の観光に際して査証が免除され、航空券さえあればウズベキスタン訪問が可能となった。

観光査証の免除は、国家の安全管理の経済発展への譲歩であろう。これは独立後長きにわたりその是非が議論され続けてきた課題であった。カリモフ時代に実施に至らなかったのは国家保安体制が優先されたためである。当時、査証制度には入国前に国家にとって好ましくない外国人の入国を拒否する機能が大きいと期待されていた。ゆえに、観光査証の免除後、2018年6月19日付の大統領決定第3786号

「タシケント市における治安維持、法律違反の予防ならびに犯罪対策の効率性向上に関する追加方策」が公布され、それをうけての「安全な首都」構想の実践的取り組み（7月1日よりの内務省、軍、社会団体「フィドコル・ヨシュラル」による24時間体制合同パトロール）が発表されたことは不思議ではない。これは、自国民の管理統制はもとより、〈安全な国〉をアピールすることによる外国人訪問客誘致策であるとともに、入国後の訪問客の管理をも可能とする（第5章で述べる観光ポリスも同様な機能を有する）。〈安全な国〉創出政策は、観光による経済発展に対する期待との抱き合わせで行われているのである¹⁵。査証免除とともに税関申告書の提出が200ドル以上の持ち込みを除き免除され、人・財の流通を管理する体制は大きく転換した。

観光査証免除に関する最初の法的根拠は、2016年12月2日付大統領令第4861号第5条である。そこには2021年1月1日付での観光査証免除の実施とともに、対象国の条件について、「具体的な対象国リストは改めて十分に検討されるべきであり、当該諸国に対する査証制度の簡素化

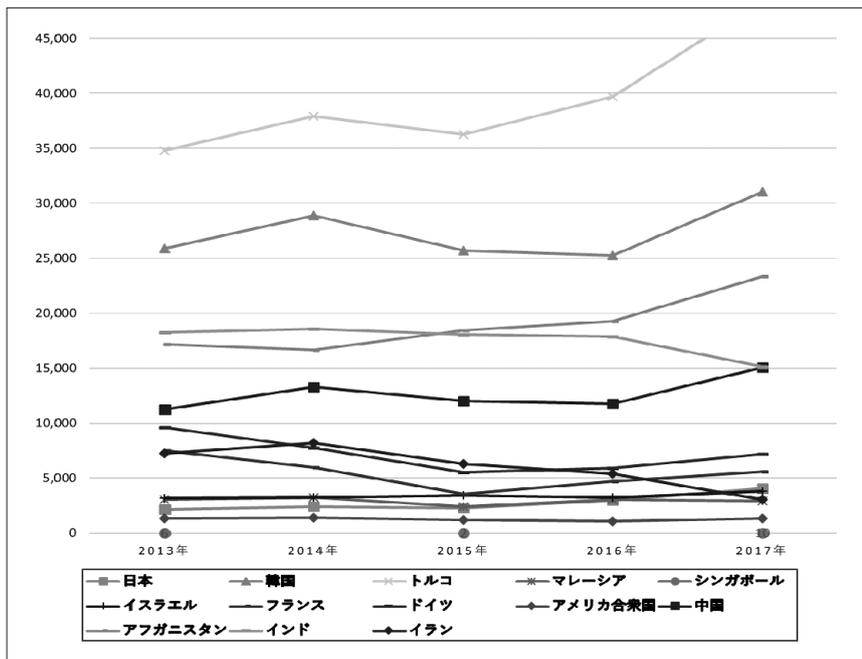
については、ウズベキスタン共和国との相互的關係の発展の程度、世界的な観光市場の状況分析、国際および地域の安全保障分野において築かれてきた状況に基づき審議される」と説明されていた。2018年2月の7か国への観光査証免除は、観光発展促進のために2021年1月1日の予定を前倒して実施されたもので、これらの7か国がいち早く上記の3条件を満たしてウズベキスタン政府の〈信頼〉を獲得したことの証左でもある。7か国への〈信頼〉は、必ずしもウズベキスタンへの訪問客数の実績によらない。世界観光機関公表の国別訪問客数統計(2013年-2017年)を基に作成した各国からの訪問客数の推移(図-4、訪問客数5,000人以上の国と査証免除7か国。図-6、図-8が示すように他国との数値の差が大きい上位の旧ソ連諸国を除く)はそれを示している。2017年をみると、トルコを筆頭に韓国、アフガニスタン、インド、中国、ドイツ、フランス、日本、イスラエル、イラン、マレーシア、アメリカと続く(シンガポールは格段に少ない)。数的実績のみが考慮されたとすれば、日本、イスラエル、マレーシア、シンガポールが選ばれた理由

を説明できない(中国、ドイツ、フランスの方が多い)。7か国は、ウズベキスタンとの国家間関係が良く(民族、歴史、政治、経済、文化、宗教など。ウズベキスタン国民への観光査証免除も考慮¹⁶)、世界的観光市場における位置が確か(経済状況や海外旅行者数など)、当該国民が入国してもウズベキスタンの安全が脅かされない(国際的信頼があり多くの国から査証免除を受けている、法令順守の可能性など)と評価されたのである¹⁷。

4-2 7か国への観光査証免除の効果と免除国の拡大

最初の7か国に対する査証免除の経験は、査証免除国拡大へと弾みをつけた。2018年1月-6月の観光客数および前年同時期と比較した増加率を示した外務省提供資料(2018年7月12日現在)(図-5)、ウズベキスタン共和国開発戦略センター提供の2018年の外国人訪問客数(図-6)は、短期間の調査ではあるが、7か国からの訪問客数の飛躍的な伸びを示している。2018年1月より6月の間にウズベキスタンを訪れた外国人訪問客総数(268,862人)の伸び率は前年比91.6%(約2倍)であった。国家統計委員会(2018年11月)によると、同年の1月より9月までの外国人訪問客数はすでに327,200人に上る¹⁸。統計に表れた外国人訪問客数の増加、そしてそれによっても国家保安に関して問題が生じなかったことが、ウズベキスタン政府をして査証免除国の拡大を促進させた。7か国を皮切りに、同

図-4 ウズベキスタンへの国別訪問客数(2013-2017)の推移(旧ソ連諸国除く)



(出所) World Tourist Organization(2019). Compendium of Tourist Statistics Data 2013-2017より筆者作成

図-5 観光査証免除7か国からの国別訪問客数(2017、2018年の1-6月期)

国名	2017年 1-6月(人)	2018年 1-6月(人)	前年比 + (%)
総数		268,862	91.6
トルコ	17,661	33,171	88
韓国	10,800	14,100	31
日本	4,400	6,200	41
イスラエル	1,965	3,707	89
シンガポール	1,100	1,700	55
マレーシア	671	929	38
インドネシア	455	895	97

(出所) ウズベキスタン共和国外務省提供資料より筆者作成

国政府は同年中にタジキスタン（3月）、フランス（10月）、2019年に入りドイツ（1月）、さらに1月5日付大統領令第5611号によって45か国（2月）に対して観光査証を免除した¹⁹。2019年2月現在、（図-6）の国々のうち白地の国のみが観光査証を免除されていない国々であり、訪問客数が上位の国のほとんどが査証免除対象となったことがわかる。

観光査証免除国選びが慎重に行われていることは、大統領令第4861号第5条が数次にわたり徐々に改正されていることに表れている。とりわけ、同条が中国、アメリカ合衆国、ベトナムに対し特記事項を有し、「中国（団体旅行として）、アメリカ合衆国およびベトナムの国民」に対して2021年予定の観光査証免除対象者を「55歳に達した者」に制限すると明言していたことは、これらの国々が当初から個別対応を要する国であると認識されていたことを示している²⁰。

新しい種類の査証も創設されつつある。それは査証発給手数料、滞在期間を

図-6 2018年中ウズベキスタンへの国別外国人訪問客数（1万人以上の国と最初の査証免除7か国）

	国・地域	2018年
	総数	5,346,219
1	カザフスタン（1）	2,293,077
2	タジキスタン（3）	1,095,505
3	キルギス（1）	1,055,688
4	ロシア連邦（1）	371,529
5	トルクメニスタン	169,922
6	アフガニスタン	44,220
7	トルコ（2）	41,299
8	中国	32,444
9	韓国（2）	27,269
10	インド	21,029
11	ドイツ（5）	18,094
12	日本（2）	17,052
13	イタリア（6）	13,843
14	フランス（4）	13,579
15	ウクライナ（1）	11,718
16	アメリカ合衆国	11,133
17	アゼルバイジャン（1）	10,465
18	イスラエル（2）	9,779
27	マレーシア（2）	2,768
33	シンガポール（2）	1,782
35	インドネシア（2）	1,589

（出所）ウズベキスタンへ共和国開発戦略センター資料より筆者作成。（ ）内の数字は観光査証が免除された順。

同一条件とする観光査証制度（従来は国・地域、滞在日数により料金体系が異なった²¹）、電子査証制度、トランジット査証の免除である。第1回観光投資フォーラム（2018年11月～21日）の席では、アジズ・アブドゥハキモフ副首相がワタンドシュ（ウズベキスタン系の外国籍対象5年査証）、ゴールドデン査証（外国人投資家対象10年査証）、学術研究査証、医療査証、留学査証、巡礼査証の創設を検討中であることを明言した²²。

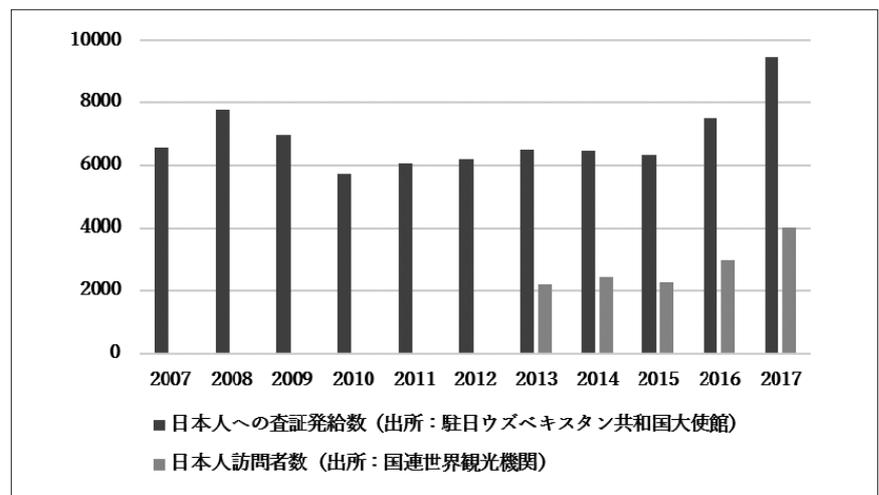
ウズベキスタンの観光統計の質は、観光促進のために有効活用するには十分でない。同国では多くの場合統計が公表されていないが、筆者が入手した国連世界観光機関、ウズベキスタンの国家統計委員会、外務省、開発戦略センター、駐日大使館の統計は、それぞれ目的、時期、条件、数値が一致せず、その分析は容易でない。唯一、一定年間の継続的な国別訪問客数の統計を公表している国連世界観光機関は統計の出所を各国政府機関と明記しているが²³、その数字は他のウズベキスタン政府資料のそれとかけ離れている。日本を例にとれば、（図-7）は駐日大使館による日本国民への査証発給数と国連世界観光機関の日本人訪問客数（2012年以前はデータなし）を比較したものであるが、それらに数的な開きがあることは明らかである。具体的に2017年に

着目すると、国連世界観光機関統計の訪問客数（4,039人）は査証発給数統計（9,450枚）より半数以下であるのみならず²⁴、1月より6月までの外務省統計4,400人（図-6参照）よりも少ない。

いずれの統計からも明瞭であることは、訪問客数の大部分を旧ソ連近隣諸国（カザフスタン、タジキスタン、キルギス、ロシア連邦、トルクメニスタン）が占めることである（図-8）²⁵。このことがウズベキスタンにおいて統計方法をめぐる議論を引き起こしていることも注目される。ジャーナリストらは結婚式参列や小売などを目的とする旧ソ連近隣諸国からの訪問客を「観光客」として計上することに疑問を呈しているが、それに対するアブドゥハキモフ副首相の回答は彼らを含めた統計方法は国連世界観光機関の定める国際基準であるというものであった²⁶。この議論は、同国の経済発展への寄与が期待される知人・親戚訪問が、旧ソ連諸国からの訪問者ではなく、新設予定のワタンドシュ査証対象者によるものであるとの認識を示している。

ウズベキスタン政府による観光政策の成功例として、2017年以降の日本人訪問客の飛躍的な伸びを挙げられる。2018年2月の査証免除は、2017年に査証発給数が過去最高の9,450枚に達していたところに実施され（図-7参照）、免除後には

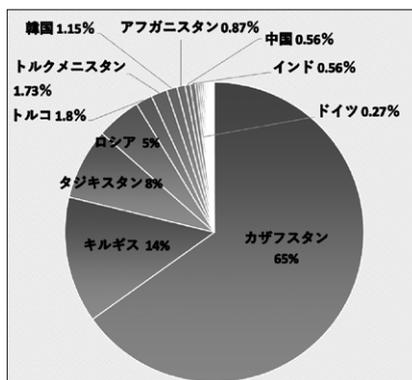
図-7 日本国民への査証発給数（2007-2017）と日本人訪問客数（2013-2017）の比較



（出所）駐日ウズベキスタン共和国大使館提供資料およびWorld Tourist Organization (2019). Compendium of Tourist Statistics Data 2013-2017より筆者作成

(図-6)の2018年中の訪問客数統計(17,052人)が示すような増加がみられた²⁷。2018年9月19日付でウズベキスタン国家情報局(UzA)が「日本人訪問客の記録的な数字」と題して同年1月より8月までの8か月間の日本人訪問客数が1万人を上回ったことを公表し、同国の駐日大使館や旅行会社による誘致活動を評価しているが²⁸、実際、ウズベキスタン政府は日本人訪問客誘致に力を入れてきた。2015年10月の安倍首相による中央アジア5か国歴訪と日本・ウズベキスタン首脳会談はそれに弾みをつけた。これを機にウズベキスタンという国がメディアを通して日本社会に可視化されるとともに、翌2016年のウズベキスタン国営航空によるチャーター便の運航開始へとつながった²⁹。エイチ・アイ・エスの2018年夏休みの海外旅行予約動向によると人気急上昇ランキング第2位に「夏季に往復直行チャーター便が就航するウズベキスタン」が占めたが³⁰、同国政府主導のチャーター便就航が日本人訪問客誘致に功を奏していることは間違いない。加えて日本人受けのよい〈シルクロード〉という言葉を使いながらの駐日大使館の講演やメディアを通しての国紹介といった観光宣伝が、日本の景気回復期に行われたことも重要である(2008年9月のリーマン・ショックの影響による不況時には査証発給数が減少している)。ウズベキスタンは

図-8 2017年中ウズベキスタンへの外国人訪問客数の国別の割合



(出所) World Tourist Organization (2019). Compendium of Tourist Statistics Data 2013-2017より筆者作成

日本人訪問客誘致には不利な条件も有する。「スタン」が国名につき、イスラム教とテロとが結びつけられた言説を想起させること、日本外務省の安全情報がレベル「1(十分注意してください)」であること³¹、2016年後半のウズベキスタン大統領交代時には政情不安定化を危惧する報道もあった。それにも関わらず日本人訪問客が飛躍的に伸びていることはウズベキスタン政府が用意する観光に魅了される日本人が少なくないことを示すが、継続した訪問客誘致には新規訪問のみならずリピート訪問をも想定した新たな魅力づくりが不可欠である。

5. 観光空間の創出と外国人訪問客誘致の課題

5-1 国家保安体制から〈自由な〉観光へ

2018年以降、ウズベキスタンの諸都市の観光現場では観光インフラが急ピッチで整備されつつあり、同国政府が従来の国家保安優先の訪問客管理統制を緩め、観光客の自由な行動にも応える柔軟な観光の仕組みづくりへと観光政策を転換しつつある様子が具体的に見える。

外国からの玄関口であるタシケント国際空港では、2018年6月15日、新しく第2ターミナルがオープンし、旧ターミナル使用時の閉鎖的で暗い印象が払拭された。この到着ロビーの特徴は、入国審査から出迎え客に会うまでの空間にほとんど仕切りがなく、窓も壁全面に据えられて大きく、照明も明るいため(図-9³²)、入国する訪問客に広々とした開放感を与

図-9 タシケント国際空港第2ターミナル



(出所) 国営ウズベキスタン航空 HP

える。入国審査の窓口も増え、従来の長い待ち時間の問題も解消された。

ウズベキスタンでは観光地でみかける地図を片手に歩く観光客の姿に殆ど出会わない。それは地図作成が法律第417-I号(1997年4月25日公布、測地および製図に関する法律)により政府諸機関の許可制であり、観光地図がほぼ皆無であったためである。2018年の規制緩和により今後は観光地図が出回るようになり、例えば個人観光客の自由なまち散策など観光あり方が多様化する可能性がある。まち散策を促す装置として、ブハラの旧市街に案内所や案内板が登場したことも特記すべきである。

観光ポリス(図-10)の創設は、ウズベキスタンの観光行政の特徴であり、治安維持の伝統と自由観光の両側面を併せ持つ制度といえる。この制度は、2017年11月に内閣がブハラ、サマルカンド、ヒヴァ、シャフリサブスにおける観光の安全保障に関する構想を承認し、2018年2月にブハラで始まった³³。観光ポリスは、通常の警察とは異なり観光に関する事項のみを職務とする。2018年9月にブハラの旧市街にて女性観光ポリスより聞き取りをしたところ、現在、ブハラには43名の観光ポリスが勤務しており、通常の警察から中国、フランスを視察するなどの研修を経て観光ポリスになったという。観光ポリスが各所に配備されるのはウズベキスタン独自の制度といい、2018年9月現在、タシケント、サマルカンド、ブハラ、ヒヴァ、カルシに配備されている(フランスはコールセンターのみ)。観光

図-10 ブハラ旧市街にて観光ポリスと



(出所) 2018年9月上旬筆者撮影

ポリスの特徴としては、通常の警察官と同様に深緑色の制服を着用するが腕章が異なり、笑顔での応対、外国語が堪能である点が挙げられる。また同ポリスは、通常の警察車両に似た車両にコールナンバーが書かれた独自の車両を保有し、あらゆる観光客対応の備えとしている。

外国人滞在登録制度は維持されている。査証審査とともに人の管理システムの一翼を担ってきたこの制度を撤廃することは、現状において国家保安上難しいとみられる。登録はホテルのチェックイン時にフロントに旅券を預けて行う。この制度が廃止されれば、観光客の移動の円滑化や旅券の紛失・取り違え等のトラブル防止が期待できる。

5-2 新しい観光サービスと観光資源開発

2018年11月2日付の大統領指示「観光領域の発展を促進する問題の研究グループの創設に関して」は、アブドゥハキモフ副首相によると、①ホテル、②ロジスティクス、③IT化したスマート・ツーリズム、④柔軟な価格対応による観光客の購買意欲の向上のための方策の検討を進めるものである³⁴。この大統領指示は実際の現場でできる問題を解決しようとする試みであり、この4課題についての現状調査結果を以下に記す。

- ①ホテル— 現在、観光客増加に伴う満室によるホテル不足とともに、お湯が出ないなどの客室トラブルも聞かれインフラ整備の必要性が指摘されている。
- ②ロジスティクス— 国内の航空便はタシケントとブハラ、フェルガナ、ナマンガン、ナヴォイ、ヌクス、サマルカンド、テルメズ、ウルゲンチを結び、サマルカンド、ブハラ、ヒヴァ（ウルゲンチ）の各都市への旅客機は2018年に入り観光シーズン（3月～5月、9月～11月がピーク）の便数が1、2便より3、4便に増加した。現在、民間航空会社、LCCの設立について議論があり、南部のカルシにはオープンスカイ計画がある（アンデジャン、ヌクス、

ナヴォイは検討中)³⁵。国営鉄道については、従来はタシケント、サマルカンド、ブハラ間のみで運行していた高速鉄道アフラシアブ号がキタブおよびシヤフリサーブス路線の運行を開始し、テルメズ号は電化された。

- ③スマート・ツーリズム— 新サービスとして観光資源にQRコードパネルが設置された。これはヒヴァで試験的に実施され、その後諸都市に導入されている。スマートフォン等で当該資源の観光情報を得ることが可能となった。

- ④観光客の購買意欲向上策— 査証簡素化に先立つ為替自由化政策の本格施行（2017年9月5日）はスモ減価をもたらした。その結果、外国人訪問客にとって物価が値下がり、場所を問わず同一レートで安全に両替可能となった³⁶。彼らのお土産購入などにより地域住民の店などが直接収入を得る機会の創出に繋がる。

このほか、ウズベキスタンでは海外旅行保険によるキャッシュレス診療、事故対応サービスが不十分であり、これらに関するサービスが提供されれば観光促進に利する可能性がある。

観光資源の開発について、近年の日本の観光学の観点から、ウズベキスタン諸都市は潜在的観光資源を多く持っている。2015年から2018年にかけて諸都市を観察したところ、観光地化のために次々と過度に古い町並みを取り壊されている。歴史的町並みの保存は観光まちづくりに寄与するが（石本2018など）³⁷、(図-11)のように、旧市街取り壊し壊しの現状には潜在的観光資源を喪失する可能性を指摘できる。まち探検は日本人観光客が経験済みの観光のあり方であり、旧市街の路地などを歴史的観光景観として残すことが日本人訪問客を惹きつける要因にもなりうる。若年層の観光客の誘引は、SNS映えするフォトジェニック・スポットの創出という従来の観光資源のイメージを覆すような資源開発に繋がる可能性がある。これにはインターネットを通じて予算の心配なく、かつ即時の宣

図-11 アルク城城壁脇の工事現場（ブハラ）



(出所) 2018年9月上旬筆者撮影

伝効果が期待できるというメリットもある。鉄道、地下鉄等での写真撮影の解禁もまた、新たな観光スポットの出現を予想させる。

6. おわりに

独立後のウズベキスタン共和国において、観光開発は一貫して国家経済戦略の重要なセクターとして位置づけられてきた。ソ連時代の国家保安体制に組み込まれた観光制度（インツーリスト）を基盤として出発したウズベキスタンの観光政策は、カリモフ初代大統領時代に段階的に規制緩和されつつも国家保安優先体制の枠組み内にあることには変わらなかった。一方でカリモフ時代は、ウズベキスタンの歴史文化的遺産を国際社会で承認させ、ユーラシア大陸全体を見通す「大シルクロード観光」構想を主導することに成功し、国内行政におけるその具現化によって次代への基礎固めがある程度達成された。こうした土台の上で、第二代ミルジョエフ大統領は、国家保安第一主義から脱却し、査証免除、インフラ整備など柔軟な観光促進政策を大胆に牽引している。その効果は査証免除各国からの訪問客の飛躍的増加などに早くも現れているが、一方で課題も多く、とりわけ今後の観光発展政策の道筋をつける統計方法の確立、インフラ整備、破壊されつつある古い町並みの保存は焦眉の課題であり、早急なる調査・研究が必要である。

脚注・引用文献・参考資料

- 1 小松久男・荒川正晴・岡洋樹編『中央ユーラシア史研究入門』(山川出版社、2018年)、宇山智彦・樋渡雅人編著『現代中央アジア — 政治・経済・社会 —』(日本評論社、2018年)、帯谷知可『ウズベキスタンを知るための60章』(明石書店、2018年)など、2018年に研究入門書が新たに出版もしくは新版が刊行された。
- 2 三橋は1990年代当時の市場経済への転換期におけるウズベキスタン観光事業について貴重資料を駆使しつつ提示している(三橋勇「1990年代の中央アジアにおける市場経済への転換期の観光事業とその将来展望 — ウズベキスタン共和国を事例に —」『宮城大学事業構想学部紀要』(4)、2001年、61-89頁。同「中央アジアの現状とウズベキスタンの産業展望 — ナボイコンビナートの観光事業への試み —」『宮城大学事業構想学部紀要』(6)、2004年、231-249頁)。
- 3 ウズベキスタンでは統計資料は基本的に公開されておらず、日本政府観光局(JNTO)が公表する世界各国の観光客データにおいてもウズベキスタンに関する資料はない。現状では関係省庁などの国家機関等に書面にて情報開示を申請することが必要である。
- 4 АИТкалич Специфические условия пребывания иностранных туристов в СССР//Современные проблемы сервиса и туризма. No.4. 2016. С.80-85.
- 5 ЛГ. Березовая «Интурист»: У истоков иностранного туризма в СССР//Современные проблемы сервиса и туризма. No.4. 2016. С.17.
- 6 運輸省編『昭和39年度運輸経済年次報告 — 変革期にある輸送構造 —』1964年(昭和39年)、615-616頁。
- 7 前掲三橋勇論文(2001年)、75-76頁。
- 8 国連教育科学文化機関(ユネスコ)HP (<http://whc.unesco.org/en/list/>) 2018年11月24日最終閲覧。
- 9 「技術協力とシルクロード」国連世界観光機関HP (<http://silkroad.unwto.org/ru/>) 最終閲覧2018年11月21日。
- 10 サマルカンドには2004年にユネスコの大シルクロード地域センターが設置された。
- 11 林イランは、シルクロード観光における日本および韓国からの観光客誘致の可能性を中国の「一带一路」政策との関連で展望しているが、これはウズベキスタン観光が〈シルクロード観光〉の側面を持つゆえに示唆的である(林イラン「中国の『一带一路』と観光政策 — シルクロード観光における日韓観光客誘致の可能性 —」『日本国際観光学会論文集』(25)、2018年、97-104頁)。
- 12 О создании Международного университета туризма «Шелковый путь» (<http://uza.uz/ru/documents/o-sozdanii-mezhdunarodnogo-universiteta-turizma-shelkovyy-pu-28-06-2018>) 最終閲覧2018年11月17日。
- 13 ウズベキスタン共和国開発戦略センター提供資料。
- 14 Узбекистан и Казахстан договорились о взаимном признании визовых режимов. Соглашение о взаимном признании визовых режимов странами Шелкового пути подписали Узбекистан и Казахстан //Gazeta.uz (2018.11.16) (<https://www.gazeta.uz/ru/2018/11/16/kazakhstan/>) 最終閲覧2018年11月17日。
- 15 米国ギャラップ研究所の調査(2018年)によると、ウズベキスタンは「2018年世界で最も安全な国ランキング」で5位であった(1位はシンガポールで、ノルウェー、アイスランド、フィンランドが続く)CNN(2018年6月28日付) (<https://edition.cnn.com/travel/article/worlds-safest-country-2018-gallup/index.html>)。最終閲覧2018年11月20日。
- 16 7か国選定時において、ウズベキスタン国民に対し、日本、韓国、イスラエルは査証免除なし、シンガポールは電子査証、トルコは査証免除あり、マレーシアは2014年より査証免除あり(空港で承認あり)、インドネシアは2015年11月より査証免除あり。
- 17 トルコはウズベク人と同じテュルク系という民族的な繋がり意識、トルコ企業の進出、イスラエルはソ連崩壊後のユダヤ人のイスラエル帰国とそれに由来する親戚訪問(墓参含む)などウズベキスタンと継続的な交流がある。韓国とウズベキスタンは、20世紀初頭以降、人的交流の歴史を共有する。第二次世界大戦前、戦中にかけては朝鮮人の中央アジアへの強制移住が、ソ連独立後は韓国企業の進出が目立ち(大宇グループの投資、自動車部品製造や繊維、通信などの韓国企業の進出、ガス田などの合弁企業、大韓空港主導によるナヴォイ国際空港の中央アジア物流ハブ化計画(日本貿易振興機構海外調査部欧州ロシアCIS課「中央アジアでの韓国企業の活動」、2016年1月)、旅客機は韓国の二大航空会社(大韓航空、アジアナ航空)、ウズベキスタン国営航空ともソウルからタシケントへの直行便を運航している。インドネシア、マレーシアにはイスラム教の〈小さなハッジ(聖地巡礼)〉(イمام・アリ・プハリ廟など)といった宗教的な目的での訪問客増加が見込まれている。日本人、シンガポールの観光客の特徴は、上述の国々とは異なり、いわば名所・旧蹟訪問やパッケージツアーによる狭義の意味での観光客が期待されている。特に日本人訪問客は駐日ウズベキスタン共和国大使館、旅行会社マルコポーロによると伝統的に年配者が極めて多く、彼らの旅行の動機にはシルクロードへの憧憬が考えられる(宮崎千穂「シルクロード幻想 — 井上靖の中央アジア表象を中心に —」『シルクロード国際学術研究集会』(2017年2月4

日、於名古屋大学）報告）。

¹⁸ Ўзбекистонга туристик мақсадда қанча хорижлик келгани маълум бўлди//Kun.uz (2018.11.16) (<https://kun.uz/news/2018/11/16/uzbekistonga-turistik-maksadda-kanca-horizlik-kelgani-malum-buldi>) 最終閲覧2018年11月24日。

¹⁹ タジキスタン国民への観光査証免除は2018年3月9日のミルジョエフ大統領のタジキスタン訪問時の両国民の入国に関する政府間合意に基づく（3月14日付の大統領決定第3604号）。2018年5月24日付大統領令第5447号にてオーストリア、オーストリア、イギリス、ドイツ、デンマーク、スペイン、イタリア、カナダ、ルクセンブルク、オランダ、フィンランド、スイスの12か国が2021年1月1日の査証免除国リストに追加され、10月4日付の大統領令第5551号によりフランスの査証免除が明らかにされ、翌日施行されるとともに、2016年12月2日付大統領令第4861号で明記されていた中国（団体旅行）、アメリカ合衆国、ベトナムにベルギー、ポーランド、ハンガリー、ポルトガル、チェコを加えた8か国が55歳以上の者との条件付きで2021年1月1日査証免除予定国リストに追加された。ドイツは2016年12月2日付大統領令第4861号の2019年1月3日付改正法令により前倒しで査証免除が実施された。

2019年1月5日付大統領令第5611号に基づき同年2月1日より免除対象となったのは以下の45か国である— オーストラリア、オーストリア、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、バチカン、ルクセンブルク、ハンガリー、ブルネイ、ギリシア、アイルランド、アイスランド、イタリア、カナダ、アンドラ、リヒテンシュタイン、モナコ、ベルギー、デンマーク、スペイン、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ニュージーランド、ポルトガル、ブルガリア、キプロス、マルタ、ポーランド、

サンマリノ、セルビア、スロベニア、クロアチア、チリ、ルーマニア、スロバキア、イギリス、ブラジル、フィンランド、モンテネグロ、チェコ、スイス、エストニア。同じ大統領令第5611号に基づき、中国、アメリカ合衆国を含む76か国が電子査証発給対象国となった。

²⁰ 現在、筆者は中国、アメリカ合衆国、ベトナムに特記事項が明記された理由を考察するための根拠を持ち合わせないため、議論は別稿に譲る。

²¹ 例えば、イギリス、中国、韓国、フランス、オーストリア等に対しては7日間で40米ドル、15日間で50米ドル、30日間で60米ドルなどと細かく定められていた（ウズベキスタン共和国外務省HP (<https://mfa.uz/ru/consular/visa/>)。最終閲覧2018年11月20日。

²² Ўзбекистонда қандай янги визалар жорий қилиниши кутилмоқда?//Kun.uz (2018.11.20) (<https://kun.uz/news/2018/11/20/uzbekistonda-kandaj-angi-vizalar-zorij-kilinishi-kutilmokda>) 最終閲覧2018年11月24日。

²³ World Tourist Organization (2019). Compendium of Tourist Statistics Data 2013-2017 (2019Edition). Madrid, xiii.

²⁴ 査証発給数には業務査証等も計上されている可能性がある。

²⁵ この傾向は、国連世界観光機関の統計（2013年から2017）に基づいてもみとめられる(World Tourist Organization(2019). Compendium of Tourist Statistics Data 2013-2017 (2019Edition).)。

²⁶ Ўзбекистонда туризм соҳасида амалга оширилган ишлар сарҳисоби ва яқин келajak учун прогнозлар//Kun.uz (2019.1.30) (<https://kun.uz/13674032>) 最終閲覧2019年1月30日。

²⁷ 査証免除後の訪問客の増加は、一時的な可能性もあり、数年を予定した継続的な調査が必要である。その際、ウズベキスタンに先立ち日本国民に対し観光査証を免除していた以下の旧ソ連構

成国、また、国名に「スタン」のつく国々なども視野に入れて考察したい。ウズベキスタンの隣国カザフスタンは、日本国民に対し、2014年7月15日より15日間に限り試行的に査証を免除し、2014年中に約1,000人の増加、2015年、2016年の2年間でさらに1,000人強の観光客増がみられた（2017年1月1日より30日以内へと査証免除の条件となる滞在日数を拡大）。現在、バルト三国（シェンゲン協定加盟国）、ウクライナ、カザフスタン（2014年より）、アルメニア（2017年より）が日本国民に対し観光査証を免除している。

²⁸ Рекордное число туристов из Японии//Национальное информационное агентство Узбекистана (<http://uza.uz/ru/business/rekordnoe-chislo-turistov-iz-yaponii-19-09-2018>). 最終閲覧2018年11月20日。

²⁹ 「ウズベキスタン航空が今年もチャーター便、旅行9社がツアー」『Travel vision』(2018年4月9日付) (<http://www.travelvision.jp/news/detail.php?id=81366>) 最終閲覧2018年11月24日。

ウズベキスタン国営航空のチャーター便によるツアーは、2015年の日・ウズベキスタン両国首脳会談を受け、日本旅行業協会（JATA）などの協力のもと旅行会社9社（JTB、エイチ・アイ・エス、阪急交通社、近畿日本ツーリスト、日本旅行、読売旅行、農協観光、西鉄旅行、ワールド航空サービス）によって商品化されている。2016年は4往復、2017年は10往復運航し、2018年は、4月現在にて、日本発サマルカンド着、タシケント発日本着のルートで、6泊8日、4月、5月、8月、9月、10月に成田発4往復、中部発2往復、関空発3往復、福岡発2往復の全11往復の運航を予定し、全240席が4月満席、5月も満席近い予約状況であり、さらに追加2往復も検討されていた。2019年は新千歳発、広島発の運航、20往復をめざすことが駐日大使館により

明言されていた。

- ³⁰ 「今年も人気は海外ハワイ、訪日ゴールデンルート HISの夏休み旅行予約動向」『トラベルニュース』（2018年7月6日付）（<https://www.travelnews.co.jp/news/tourist/20180706144420.html>）最終閲覧2018年11月24日。
- ³¹ 前掲旅行会社マルコポーロもそれを指摘する。また、筆者が大学で担当するウズベキスタンでの活動を含む科目では履修希望学生に対し必ず面談を行なうが、その際に、同国が国名に「スタン」がつく国であること、外務省安全情報「レベル1」であるとして治安を心配する声を学生本人からも家庭からも聞く（2015年度より2018年度までの4年間の履修学生は40名であり、履修相談件数は年度により異なるが、実際の履修学生数の1.5倍から2倍を数える）。
- ³² Новый терминал прилета международных авиалиний в аэропорту «Ташкент» имени Ислама Каримова// УЗБЕКИСТАН 国営航空 HP（<https://www.uzairways.com/ru/news/novyy-terminal-prileta-mezhdunarodnyh-avialinij-v-aeroportu-tashkent-imeni-islama-karimova>）最終閲覧2018年11月20日。
- ³³ Туристическая полиция начала действовать в Бухаре. Штат туристической полиции в Бухарской области насчитывает 45 человек// Gazeta.uz（2018年2月25日）（<https://www.gazeta.uz/ru/2018/02/25/tourism-police/>）最終閲覧2018年11月24日。
- ³⁴ УЗБЕК ТУРИЗМ HP（<https://uzbektourism.uz/ru/novosti-turizma-uzbekistana/rasporyazhenie-prezidenta-respubliki-uzbekistan-budet-dan-novyy-impuls-razvitiyu-turizma>）最終閲覧2018年11月20日。
- ³⁵ «Открытое небо» внедряют еще в трех аэропортах.
Режим «открытое небо», помимо

аэропорта Карши, планируется внедрить в воздушных гаванях Андижана, Нукуса и Навои// Gazeta.uz.（2018.02.22）（<https://www.gazeta.uz/ru/2018/02/22/open-sky/>）最終閲覧2018年11月24日。

- ³⁶ 貿易・為替レートについて、公式レートと闇レートの複数為替制度が存在していた。詳しくは、樋渡雅人「市場移行政策とマクロ経済—移行改革の帰結と今後の課題—」（宇山智彦・樋渡雅人編『現代中央アジア—政治・経済・社会—』、2018年、110-111頁）。
- ³⁷ 石本東生「神戸『北野町山本通』地区における歴史的町並み保存と観光まちづくり政策の考察」『日本国際観光学会論文集』（25）、2018年、15-23頁。

【本論文は所定の査読制度による審査を経たものである。】